

## 青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、市が定めた基本デザイン(別紙)及び市長が別に定める展開デザイン(原則、基本デザインを展開したものをいう。)のことをいう。

### (使用承認申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ青森市観光イメージキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、キャラクターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が、キャラクターを使用しようとするとき。
- (2) 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者が、市の観光振興及びイメージアップにつながる目的で使用しようするとき。
- (3) 報道機関が、市の観光振興及びイメージアップに係る報道又は広報の目的で使用しようするとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

### (使用の承認等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、青森市観光イメージキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認の有効期間)

第6条 キャラクター使用承認の有効期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、前項に規定するキャラクター使用承認期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、当該期間の満了の日の10日前までに青森市観光イメージキャラクター継続使用承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、青森市観光イメージキャラクター継続使用承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途に限って使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用承認によって生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) キャラクターを使用する商品等は、その完成後、当該商品等（商品等の提出が困難な場合にあつては、キャラクターの使用方法等が分かる写真）を速やかに市長に提出すること。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ青森市観光イメージキャラクター使用承認内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、青森市観光イメージキャラクター使用変更承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、青森市観光イメージキャラ

クター使用承認取消通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消通知のあった日以後、当該承認に係るキャラクターの使用をしてはならない。

（責任の制限）

第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合において、使用者であった者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 市長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に損害又は損失を与えても、損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成24年8月28日から実施する。

青 森 市 長 様

(申請者) 住 所  
名 称  
代表者 印

### 青森市観光イメージキャラクター使用承認申請書

下記のとおり、キャラクターを使用したいので、申請します。

なお、使用の際は「青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱」に従って使用し、使用目的以外には一切使用いたしません。

#### 記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 作成数	
5 連絡先	担当者名： TEL：
6 使用計画 (販売計画)	

※添付書類（1）企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

（2）申請者の概要、現況を示すもの

（3）その他参考となるもの

様

青 森 市 長 印

### 青森市観光イメージキャラクター使用承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったキャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

なお、キャラクターの使用に関しては「青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱」の内容を遵守してください。

#### 記

1 承認番号	第 号
2 使用方法	
3 使用承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 作成数	
5 使用条件	
6 その他	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

（申請者）住 所

名 称

代表者

印

### 青森市観光イメージキャラクター継続使用承認申請書

年 月 日付け青市 第 号により承認を受けた承認番号第 号の内容  
について、下記のとおり継続して使用したいので申請します。

記

1 継続使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第4号（第6条関係）

青市 第 号  
年 月 日

様

青 森 市 長 印

### 青森市観光イメージキャラクター継続使用承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったキャラクターの継続使用について、下記のとおり承認します。

なお、キャラクターの使用に関しては「青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱」の内容を遵守してください。

#### 記

1 継続使用承認期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

青 森 市 長 様

(申請者) 住 所  
名 称  
代表者

印

青森市観光イメージキャラクター使用承認内容変更申請書

年 月 日付け青市 第 号により承認を受けた承認番号第 号の内容  
について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
1 使 用 目 的		
2 使 用 方 法		
3 使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 作 成 数		
5 連 絡 先	担当者名： T E L：	担当者名： T E L：
6 使 用 計 画 (販売計画)	(変更後の計画)	

※添付書類（1）企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）  
（2）その他参考となるもの



様

青 森 市 長 印

### 青森市観光イメージキャラクター使用変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあったキャラクターの使用承認内容の変更について、下記のとおり承認します。

なお、キャラクターの使用に関しては「青森市観光イメージキャラクター「もっふるちゃん」の使用に係る取扱いに関する要綱」の内容を遵守してください。

#### 記

1 使用 方 法	
2 使用承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 作 成 数	
4 使 用 条 件	
5 そ の 他	

様式第7号（第9条関係）

青市 第 号  
年 月 日

様

青 森 市 長 印

### 青森市観光イメージキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日付け青市 第 号による使用承認について、下記のとおりその承認を取り消します。

なお、この通知日以降、取り消し対象となったものの使用、配布、掲示及び販売をしてはならない。

記

1 取消対象

2 取消理由

【別紙】

基本デザイン

青森市観光イメージキャラクター

『もっふるちゃん』



©青森市